

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

捲土重来を果たした金星探査機「あかつき」からのメッセージは金星の画像ばかりではありませんでした。努力しても結果が出ない時、窮地に陥った時に奮い立たせるものは何か。それは覚悟、執念、信仰、プライド等、人によりそれぞれでしょう。「失敗からは必ず新たな発見がある」ノーベル賞受賞者の田中耕一の言葉です。今の方法では成功しないこと、今の努力では足りないことを教えてくれます。失敗が成熟や深みを与えてくれるものと考えれば次の成功に自信を与えてくれます。失敗は意志が試されている時です。

## 私の書棚より

○たいていの改革は、スピードさえあれば何とかなるものです。先手を早く打てるというだけでなく、撤退、あるいは修復にも早く着手できるようになるからです。

○大事なものは、どん底に落ちないことではありません。どん底に落ちてから、いかに復活するか。それが会社経営において真価が問われるときです。

「ザ・ラストマン」  
川村隆著 角川書店

## 税務アンテナ

□消費税は、基準期間の課税売上が1,000万円以下であれば納税義務が免除されます。基準期間とは、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度をいい、1年未満の場合の課税売上の判定は、法人のみ1年間に換算します。

ただし、特定期間の課税売上が1,000万円を超えて、かつ給与支払総額が1,000万円を超える場合は、納税義務は免除されません。

特定期間とは、個人事業者は前年1月1日から6月30日、法人は直前期の上半期をいいます。このため、個人事業者は開業2年目、法人は設立2期目に課税事業者となる場合があります。

□建設業の収益計上時期は原則として、工事が完成し、その引渡しが完了した日とする完成工事基準と、工事の引渡数量や一部の工事が完成し、その完成した部分を引き渡した都度その割合に応じて工事代金を収入する旨の特約又は慣習がある場合に工事の全部が完成しなくても収益に計上する部分完成基準があります。

ただし、完成工事基準で収益計上する場合に、その一部の完成、引渡しが行われ、代金の受領があるような場合には、租税回避を防ぐために、強制的に部分完成基準が適用されることになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 1月の税務スケジュール

10日	○ 12月分の源泉所得税の納付 (休日につき12日)
31日	○ 11月決算法人の確定申告 ○ 28年5月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 28年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告 (休日につき2月1日)

31日	○ 28年1月決算法人の消費税 各種選択届出書提出 (休日につき1月29日)
-----	--

今月の贈る言葉『成功したのはたった1%にすぎなかった』 by 本田宗一郎